

## 届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業実施要綱

### 1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

### 2 事業の種類

- (1) 届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業 **【別添 1】**
- (2) 届出済民間事業者における障害児受入推進事業 **【別添 2】**
- (3) 届出済民間事業者における放課後児童クラブ運営支援事業 **【別添 3】**
- (4) 届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善等事業 **【別添 4】**
- (5) 届出済民間事業者における放課後児童クラブ送迎支援事業 **【別添 5】**
- (6) 届出済民間事業者における放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 **【別添 6】**
- (7) 届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善） **【別添 7】**
- (8) 届出済民間事業者における ICT 化推進事業 **【別添 8】**
- (9) 届出済民間事業者における性被害防止対策に係る設備等支援事業 **【別添 9】**

### 3 事業の実施方法

各事業の実施及び運営は、別添 1～別添 9 の定めによること。

### 4 施行期日

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 別添1 届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項及び岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に待機児童対策にかかる岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第2項第1号に定める事業所において適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の32の2で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）とする。

### 3 対象児童

対象児童は、法第6条の3第2項及び条例に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。

### 4 規模

条例第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

なお、おおむね40人以下とする児童の数に関する基準を満たしていない場合であっても、市長が特に認める場合には本事業の対象とする。

### 5 職員体制

条例第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員は、条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同項

に規定する研修（以下「認定資格研修」という。）を修了した者（職員の研修計画を定めた上で、条例第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が 2 以上あるときは、最も遅い日）の属する年度の翌年度の末日までに認定資格研修を修了することを予定している者（以下、「研修修了予定者」という。）を含む。）でなければならない。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、研修計画の内容に限らず、原則研修受講要件を充たした日から 1 年以内に認定資格研修を修了させるよう努めること。

また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 111 号、こ支家第 189 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

## 6 開所日数

開所する日数は、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。

## 7 開所時間

開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。

- (1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業  
1 日につき 8 時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業  
1 日につき 3 時間

## 8 施設・設備

- (1) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。

なお、一の放課後児童健全育成事業所につき一の支援の単位とすることを原則とするが、利用者の支援に支障がない場合で、市長に届け出た場合はこの限りではない。

- (2) 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。

- (3) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等(以下「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。
- (4) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

## 9 運営内容

放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえ、各事業者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。

- ①放課後児童健全育成事業の役割
- ②放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- ③事業の対象となる子どもの発達
- ④育成支援の内容
- ⑤障害のある子どもへの対応
- ⑥特に配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑦保護者との連携
- ⑧育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- ⑨利用の開始等に関わる留意事項
- ⑩労働環境整備
- ⑪適切な会計管理及び情報公開
- ⑫学校との連携
- ⑬保育所、幼稚園等との連携
- ⑭地域、関係機関との連携
- ⑮衛生管理及び安全対策
- ⑯放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
- ⑰要望及び苦情への対応
- ⑱事業内容向上への取り組み

## 10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。なお、放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施することは差し支えない。ただし、当該特別な活動内容に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添9に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とな

らない。

- (3) 本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。  
また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。
- (6) 放課後児童健全育成事業の運営内容についての自己評価、第三者評価に必要な経費は、本事業の対象として差し支えない。

## 11 費用

- (1) 市長は、2～10の要件を満たした事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、交付要綱別表第2左欄に掲げる補助事業のうち1届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業（基本分）の同表中欄に定める補助基準額を超える部分を除き、保護者負担金を充当してはならない。

## 別添2 届出済民間事業者における障害児受入推進事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づき放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する、また、3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た事業者とする。

### 3 事業内容

- (1) 別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、事業者が雇用した放課後児童支援員等について、市長が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市長が認めた上で配置する。
- (2) 3人以上の障害児の受入を行う場合に、(1)の放課後児童支援員等の配置に加えて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。
- (3) 障害児については原則として、療育手帳や身体障害者手帳等を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とする。

### 4 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、市長が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入の推進を図ること。

- (2) 障害児の受入れにあたって各事業者は、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）の第 3 章 2 に定める事項を踏まえた対応に努めること。

## 5 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

### 別添3 届出済民間事業者における放課後児童クラブ運営支援事業

#### 1 趣旨

放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、利用できなかった児童（待機児童）の解消を図るため、利用できなかった児童（待機児童）が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施するものである。

#### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）とする。

#### 3 事業内容

別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。

ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。

#### 4 対象事業の制限

岡山市放課後児童クラブ設置促進事業費補助金交付要綱別表第2左欄の事業区分のうち、1開所準備補助の開所準備経費（礼金・賃借料（開所前月分））及び2賃借料補助の交付を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。

なお、本事業を実施しようとする場合は、当該学区において利用できなかった児童（待機児童）が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、利用できなかった児童（待機児童）が発生する可能性がある状況（学校の余裕教室等が使用できなくなる場合も含む。）にあること。

#### 5 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添4 届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善等事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た事業者とする。

### 3 事業の内容

別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善を行う事業。

### 4 実施方法

(1) 本事業の対象となる事業者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。

ただし、

①開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。

また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。

②開所する日数は、年間250日以上開所すること。

を要件とするとともに、令和6年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていることが必要である。

(2) 本事業の対象となる事業者においては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員は、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。

①子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情

報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

- ②子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。
- ③本市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年3回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
- ④子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、本市と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
- ⑤児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市担当課及び児童相談所に速やかに通告すること。
- ⑥同一小学校区内の放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会等に参加するなど関係者間の連携を図ること。

## 5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、事業者において、職員の賃金改善等に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる団体等の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各事業者において決定するものとする。

なお、最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、本事業における賃金改善には含めないものとする。
- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下さ

せてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各事業者の実情に応じた方法によるものとする。
- (5) 本事業による賃金改善額については、別添6の「届出済民間事業者における放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」及び別添7の「届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。また、別添6及び7に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

## 6 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添5 届出済民間事業者における放課後児童クラブ送迎支援事業

### 1 趣旨

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た事業者とする。

### 3 事業の内容

別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎（送迎車両の運行委託を含む。）を行うものとする。

### 4 対象事業の制限

送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。

### 5 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添6 届出済民間事業者における放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して放課後児童支援員（条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が2以上あるときは、最も遅い日）の属する年度の翌年度の末日までに同項に規定する研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た事業者とする。

### 3 事業の内容

別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合に、以下の①、②の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。

#### ①放課後児童支援員

#### ②経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者

・都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等の研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市長が適当と認める研修

### 4 実施方法

- (1) 本事業の対象となる事業者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすこと。
- (2) 令和6年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。
- (3) 3の①、②の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていること。

- (4) 事業者は、経験年数等に応じた定期昇給等の仕組みの導入に努めること。
- (5) 現在勤務している放課後児童健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。
- ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所における勤続年数
  - ②学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数
  - ③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
  - ④児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
  - ⑤認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げる施設の勤続年数
    - ア 地方公共団体における単独保育施策による施設
    - イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設
    - ウ 企業主導型保育施設
    - エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
    - オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設
  - ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る）
  - ⑦放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数
- (6) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。

## 5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、事業者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- なお、最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、本事業における賃金改善には含めないものとする。
- (2) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。
- ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。
- なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。
- (3) 放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あ

たりの補助基準額の範囲内とすること。

また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。

- (4) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる団体等の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。
- (5) 本事業による賃金改善額については、別添4の「届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び別添7の「届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。また、別添4及び7に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

## 6 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添7 届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員や補助員等の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た事業者とする。

### 3 事業の内容

(1) 別添1に基づく届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童クラブの職員に対する3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善を実施する。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和7年3月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知する。

### 4 補助額の算定等

(1) 放課後児童クラブ（1支援の単位）ごとに、別に定める補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式>

補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数

※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。  
ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

※ 事業実施月数は、賃金改善の月数によること。

(2) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前年度における賃金の総額」  
×「賃金改善額」

(3) 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

(4) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

(5) 本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

## 5 事業実施手続

(1) 放課後児童クラブは、事業開始に当たって、市長に対し、事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。

(2) 放課後児童クラブは、本事業の終了後、市長に対し、事業実績報告書（別紙様式2）を提出することとする。

## 6 留意事項

(1) 本事業は、常勤職員については別に定める補助基準額（月額9,000円相当）以上、非常勤職員については、常勤職員の勤務時間数に対する割合（1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除したもの）を別に定める補助基準額に乗じて算出した金額（月額）以上の賃金改善を行うことを基本的な考え方とする。なお、一律月額9,000円相当の賃金改善ではなく、職員の勤続年数や職務内容等に応じた賃金改善も可能とするが、特定の職員や特定の勤務形態の職員に偏った賃金改善を行うなど、合理的な理由のない、恣意的な賃金改善を行うことがないようにすること。

なお、最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、本事業における賃金改善には含めないものとする。

- (2) 事業実績報告書等により、放課後児童クラブにおいて実施された貸金改善の内容が、本事業の要件を満たさない場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部又は一部について返還させる。
- (3) 本事業による貸金改善については、別添4の「届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び別添6の「届出済民間事業者における放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」における貸金改善額及び支払貸金には含めないこととする。また、別添4及び6の事業に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

## 7 経費の負担等

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 8 届出済民間事業者における ICT 化推進事業

### 1 趣旨

放課後児童健全育成事業における業務の ICT 化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費等を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）とする。

### 3 事業内容

#### (1) 業務の ICT 化を行うためのシステムの導入

放課後児童健全育成事業に従事する職員の業務負担を軽減すること、また、利用者の利便性の向上に資することを目的として、以下の i から v までに掲げる機能のうち、いずれか又は複数の機能を有するシステムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。

- i 利用者の入退所の管理に関する機能
- ii 保護者との連絡に関する機能
- iii オンライン相談・オンライン訪問に関する機能
- iv 自動文字起こしに関する機能
- v 記録の共有に関する機能

#### (2) 研修のオンライン化

県及び市が実施する研修について、事業者の職員がオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の整備に係る費用等の一部を補助する。

### 4 留意事項

- (1) 事業者は、市長に対し、導入を行うシステム等の機能及び費用が確認できる資料を提出するとともに、システム導入のスケジュールや、システム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書を提出し、市長が適切と認めるものを事業の対象とする。
- (2) システム等の導入に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により、適正価格での購入等を行うこと。
- (3) 事業を実施した事業所は、事業の取組や事業の効果について、利用者等へ積極的に発信するよう努めること。

- (4) システム等の導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は、職員の処遇等の改善（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む。）や利用者への対応の充実の取組に充てるよう努めること。
- (5) 本事業による費用について、他の事業により、その費用が交付されている場合には、対象としない。

## 5 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添9 届出済民間事業者における性被害防止対策に係る設備等支援事業

### 1 趣旨

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする。

### 2 事業の対象

本事業の対象は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出た事業者とする。

### 3 事業の内容

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。

### 4 対象事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 他の補助金等の制度の対象となっている事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

### 5 留意事項

- (1) 事業所が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (2) カメラ設置の要否については、保護者や子ども等の状況や事業所等の状況等を踏まえて各事業所等において判断すること。
- (3) カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
- (4) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

## 6 費用

- (1) 市長は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別紙様式1

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 賃金改善計画書

市町村名： \_\_\_\_\_

放課後児童クラブ名（支援の単位名）： \_\_\_\_\_

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
② 補助基準額（令和 年度）	円

2. 賃金改善額

令和 年度	
③ 賃金改善見込額	円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

※黄色のセルについて記入をお願いいたします。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日

放課後児童クラブ名（支援単位名）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

別紙様式1別添

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価 (月額)	④常勤職員数	非常勤職員数 (常勤換算)		⑤1ヶ月当たり の勤務時間 時間数	⑥1ヶ月当たり の勤務時間 時間数	⑦常勤換算 時間数	⑧賃金改善 実施月数	⑨補助単価 (③×⑧×⑦) ×⑩	⑩賃金改善見込額（令和6年度の総額）		⑪賃金改善に伴 う法定福利費等 の増加分	⑫1月当たりの 平均賃金改善額	⑬備考			
						⑩基本給又は決 まってる月手当	⑪その他													
1				11,000円		0.0時間								0円						
2				11,000円		0.0時間								0円						
3				11,000円		0.0時間								0円						
4				11,000円		0.0時間								0円						
5				11,000円		0.0時間								0円						
6				11,000円		0.0時間								0円						
7				11,000円		0.0時間								0円						
8				11,000円		0.0時間								0円						
9				11,000円		0.0時間								0円						
10				11,000円		0.0時間								0円						
11				11,000円		0.0時間								0円						
12				11,000円		0.0時間								0円						
13				11,000円		0.0時間								0円						
14				11,000円		0.0時間								0円						
15				11,000円		0.0時間								0円						
16				11,000円		0.0時間								0円						
17				11,000円		0.0時間								0円						
18				11,000円		0.0時間								0円						
19				11,000円		0.0時間								0円						
20				11,000円		0.0時間								0円						
21				11,000円		0.0時間								0円						
22				11,000円		0.0時間								0円						
23				11,000円		0.0時間								0円						
24				11,000円		0.0時間								0円						
25				11,000円		0.0時間								0円						
26				11,000円		0.0時間								0円						
27				11,000円		0.0時間								0円						
28				11,000円		0.0時間								0円						
29				11,000円		0.0時間								0円						
30				11,000円		0.0時間								0円						
合計													0円	0円	0円	0月	0.0人	0円	0円	0円

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含む、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。  
※行が足りない場合は適宜追加すること。

別紙様式2

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 賃金改善実績報告書

市町村名： \_\_\_\_\_

放課後児童クラブ名（支援の単位名）： \_\_\_\_\_

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
② 補助基準額（令和 年度）	円

2. 賃金改善額

令和 年度	
③ 賃金改善額	円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

※黄色のセルについて記入をお願いいたします。

※賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日

放課後児童クラブ名（支援単位名）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

別紙様式2別添1

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

（令和 年度）

No.	職員名	①職種の別	②常勤・非常勤の別	③補助員数（月数）	④常勤職員数	非常勤職員数（非常勤別）			⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥1ヶ月当たりの勤務時間数×非常勤職員数の1ヶ月分の勤務員数	⑦常勤換算値	⑧賃金改善実施月数	⑨精算単価 (⑩×⑪)×⑫	⑩賃金改善額（令和5年度の総額）		⑬賃金改善に伴う事業主負担分の増分	⑭1月当たりの平均賃金改善額	⑮備考
						⑧基本給又は次 まつて毎月支払 う手当	⑨その他											
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
合計													0.0人	0円	0円	0円	0円	

※青色のセルについて記入をお願いします。  
 ※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含む、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。  
 ※行が足りない場合は適宜追加すること。